平成２３年（フ）第４５２号
千葉県市原市白金町４丁目36番地１　タウンハイツ白金106
債務者　大沼　徳一
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４６１号
千葉県市川市南大野２丁目３番Ｂ棟316号　市川パークハイツ
債務者　宮原　雷太
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９９号
千葉市美浜区幸町２丁目14番５棟202号
債務者　進通　和夫
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９４９号
愛知県知多市南粕谷本町１丁目237番地
債務者　石井　久子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９３号
福岡県久留米市津福本町1838番地１　エステート津福207号
債務者　平山　雄三
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９４号
福岡県久留米市津福本町1838番地１　エステート津福207号
債務者　平山美智子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０４号
福岡県久留米市三潴町高三潴1919番地　ポムダムール208号
債務者　溝上　三佳
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０６号
福岡県久留米市三潴町福光298番地４　グリーンハイツ三潴201号
債務者　井ノ口倫子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３３号
福岡県柳川市上宮永町140番地６
債務者　岡　はるか
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
北海道小樽市梅ケ枝町34番７号、前住所千葉市稲毛区稲毛台町23番２号　スクエアイナゲ101
債務者　興　　宣由
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第４４号
北海道小樽市梅ケ枝町34番７号
債務者　興　　省宏
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第７７号
北海道小樽市松ケ枝１丁目22番３号、前住所北海道小樽市入船５丁目５番25号　パラドール入船105号
債務者　吉田　雅宏
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第８０号
北海道小樽市オタモイ１丁目22番15号
債務者　倉場　公子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第７７号
北海道苫小牧市拓勇東町２丁目８番地の９　レオパレスコルティーレ107
債務者　前田みゆき
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２０１号
仙台市青葉区川平３丁目34番１―204号
債務者　加藤由美子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
仙台市太白区金剛沢１丁目７番23号
債務者　兵頭　富雄
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
仙台市太白区金剛沢１丁目７番23号
債務者　兵頭　正子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係